

第10次世田谷区交通安全計画（素案）【概要版】

計画策定の考え方（第1部・第1章）

- 位置づけ 交通安全対策基本法第26条の規定により、東京都の交通安全計画に基づき、区長が関係機関等の協力を得て策定する、区内の道路交通の安全に関する対策の総合的な施策の大綱。
- 計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間。

目標 交通事故を防ぎ、区民のすべてが、安心して充実した生活を送る事ができる、安全な社会の実現

交通事故の状況（第1部・第2章）

第10次東京都交通安全計画の重点課題

- ①高齢者の交通安全の確保
- ②自転車の安全利用の推進
- ③二輪車の安全対策の推進
- ④飲酒運転の根絶

世田谷区の交通事故の状況等

- ①区内の交通事故発生件数・負傷者数がいずれも減少している一方で、高齢者の交通事故発生件数・負傷者数は減少の割合が小さく、平成26年・27年の負傷者数は同数であった。
- ②区内の自転車事故件数は10年前の2分の1以下に減少しているが、平成17～26年は都内ワースト1、平成27年は都内ワースト2であり、交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は全国平均の2倍近く、都平均よりも高い。
- ③二輪車乗用中の交通事故件数は近年減少を続けているが、平成26年は二輪車事故による死者数が交通事故死者数全体の4割近くに及ぶなど、重大事故に繋がりやすい。
- ④道路交通法の罰則強化等により、飲酒事故件数は減少傾向にあるが、平成28年3月には飲酒暴走運転により、1人が死亡、5人が重軽傷を負う事故が区内で発生している。飲酒事故の致死率は交通事故全体の致死率の約10倍に及び、飲酒運転は重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である。

取組みの方向性（第1部・第3章）
講じようとする施策（第2部）

重点施策

重点1 高齢者の交通安全の確保

- 教育・啓発の推進 ⇒ 内容：高齢者に対する交通安全教育の実施 等
- 道路交通環境の整備 ⇒ 内容：歩行空間等の整備、高齢歩行者の事故防止のための交通規制（ゾーン30等） 等
- 公共交通利用環境の改善 ⇒ 内容：バス停留所施設の整備、利用しやすい駅施設等の整備

重点2 子どもの交通安全の確保

- 教育・啓発の推進 ⇒ 内容：幼児、小学生、中学生及び保護者への交通安全教育 等
- 道路交通環境の整備 ⇒ 内容：歩行空間等の整備、通学路の安全確保、通学児童の事故防止のための交通規制（ゾーン30等） 等

重点3 自転車の安全利用の推進

- 教育・啓発の推進 ⇒ 内容：学校等における交通安全教育、自転車安全利用推進員の育成・支援 等
- 自転車走行環境の整備 ⇒ 内容：自転車通行空間の整備、自転車利用環境の整備 等
- 自転車の安全性の確保 ⇒ 内容：点検・整備の啓発
- 指導取締りの強化 ⇒ 内容：街頭指導の強化、悪質・危険な違反者に対する取締りの強化

重点4 二輪車事故の防止

- 教育・啓発の推進 ⇒ 内容：学校等における交通安全教育、運転者教育の充実 等
- 道路交通環境の整備 ⇒ 内容：交差点の改良、二輪車の事故防止のための交通規制 等
- 指導取締りの強化 ⇒ 内容：二輪車及び若年者対策の推進、整備不良車両の取り締まり 等

重点5 飲酒運転の根絶

- 地域社会における飲酒運転根絶意識の高揚 ⇒ 内容：関係機関との連携強化と広報啓発活動の推進 等
- 飲酒運転に係る周辺者に関する広報啓発活動の推進 ⇒ 内容：飲酒運転に関する周辺者三罪の広報活動 等
- 飲酒運転の取締り強化 ⇒ 内容：飲酒運転を念頭に置いた取締りや職務質問等の街頭活動の継続 等

分野別の施策

道路交通環境の整備

交通安全意識の普及徹底

道路交通秩序の維持

安全運転と車両の安全性の確保

救助・救急体制の整備

被害者の救済

踏切道の安全確保

計画の推進（第1部・第4章）

■行政

区、国、都、警察、消防等が相互に連携し、交通事業者や学校、PTAとも協力して、交通安全施策を総合的に推進する。

■事業者、交通関係団体等

事業所単位の交通安全教育の実施等を進め、交通事故の防止に努めるとともに、区や警察と連携して、効果的な交通安全対策を進める。

■区民

交通安全意識を高め、交通ルールへの遵守と正しいマナーの実践を主体的に進めるなど、計画の担い手と一人となり、交通安全について考え、行動する。